

虐待防止のための指針



株式会社ニライハート
有限会社ニライハート
しあわせ駅

1 虐待防止に関する基本的な考え方

株式会社ニライハート(以下、「事業者」という)では、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法に基づき、障がい児(以下、「利用者」という)の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待防止等の目的の為、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待:利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 性的虐待:利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③ ネグレクト:利用者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間放置すること。
- ④ 心理的虐待:利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 虐待防止委員会その他の事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置及び開催

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、身体的拘束適正化検討委員会とあわせ虐待防止委員会(以下、「委員会」という)を設置し、年に2回以上開催します。

(2) 委員会の構成員

委員会は、管理者、児童発達支援管理責任者等で構成します。
必要に応じて第三者の助言を得ます。

(3) 委員会の審議事項等

- ①基本理念及び行動指針等、職員への周知に関すること。
- ②職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
- ③職員環境や支援に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること。
- ④マニュアルやチェックリストの作成に関すること。
- ⑤職員の意識を高める掲示物等に関すること。
- ⑥虐待発見時の対応に関すること。
- ⑦虐待防止、早期発見、再発防止等に関すること。

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容を記録し、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、職員に周知徹底します。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

事業者は、虐待防止のため職員採用時のほか、年2回以上の頻度で定期的な研修を実施します。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容等を記載した記録を作成します。

4 事業所内で発生した虐待の報告方法等に関する基本方針

- ①職員等が、利用者への虐待を発見した場合、虐待防止マネージャーまたは虐待防止責任者、事業者の責任者、行政機関の担当窓口等に報告します。
- ②虐待防止マネージャー、虐待防止責任者は、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った当人に事実確認を行い、必要に応じ、関係者から事情を確認します。
- ③事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等にとり必要な措置を講じます。
- ④上記の対応を行ったにも関わらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等の外部機関に相談および協力を仰ぎます。
- ⑤事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。必要に応じて、事実確認の概要及び再発防止策を市町村の行政機関にも報告します。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、当人に対応の改善を求め、必要な措置を講じます。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村の窓口等、外部機関に相談および協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6 指針の閲覧について

本指針は、各事業所に保管し、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように当施設のホームページへ公表します。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。